



20名様募集

※相部屋となる場合があります。※応募多数の場合は抽選になります。

参加料
10,000円
(税込)

インボイス対応
ではありません

申込締切
2026年
1月5日

あぶロマソービ いいたての冬！

2026 1/24±25日

POINT 1

そば打ちと郷土料理

あぶロマ地域はそば作りが盛んです。実はそば打ち名人がたくさんいます。あぶロマのおいしい食文化を、作って食べて体験してください。



POINT 2

天文講座と星空

宇宙開発に天体ショー、と話題豊富な天文界。「てらきん先生」の天文講座は、今回もホットな話題がたっぷり。星空も見えますように！



POINT 3

草木染め

飯館村特産のナツハゼを使って、染め物体験をします。翌日には乾いて完成、ご自分の作品はお持ち帰りできます。あぶロマ初メニュー！



会場

飯館村
メイン会場・宿泊「きらり」
食事・入浴・天文講座「きこり」
そば打ち・郷土料理「まごころ」

〒960-1802
福島県相馬郡飯館村
深谷市沢166-6
Tel: 0244-42-1012

タイムスケジュール

※天候等により変更あり

■1月24日(土)

- 12:00 …… 農業研修館「きらり」集合・ミーティング・昼食
- 13:30 …… 天文講座
- 15:00 …… 草木染め体験
- 18:00 …… 夕食
- 19:00 …… 星空観測
- 19:30 …… 入浴・憩親会

■1月25日(日)

- 7:00 …… 朝食
- 8:00 …… お散歩
- 9:00 …… チェックアウト
- 9:30 …… そば打ち体験・郷土料理作り
- 12:00 …… 昼食・さよならミーティング
- 13:30 …… 解散

お申し込み
Googleフォーム



◎お申し込みは、裏面の申込書によりFAX、
もしくはGoogle フォームよりお申し込みください

あぶロマとは？

国道399号線でつながる5市町村の協議会「あぶくまロマンチック街道構想推進協議会」です。
ふるさとの味をこつこつ守っています。

<https://abukuma-r.jp>

2026 あぶロマツアーアイレーティング！

参加申込書

申込締切:2026年1月5日

FAX: 0247-73-8098

日 時 2026年1月24日～25日（1泊2日）
参 加 料 10,000円（宿泊費含み、食材費・材料費として当日集金します）
募集人数 20名（相部屋となる場合があります）
集合場所 農業研修館「きらり」（福島県相馬郡飯舘村深谷市沢166-6）



（ふりがな） お名前		西暦 生年月日	性別
〒 ご住所			
連絡のとれる電話番号をお願いします。 ご連絡先			
・マイカー 交通手段	・公共交通機関 どちらかに〇を つけてください		
同じ組でご参加のお仲間			それぞれお申し込 みが必要です。

※お申し込み多数の場合、お申し込み締切後に抽選にて受付いたします。受付した方には1月15日頃までにご連絡いたします。

○添乗員：同行しません。

○募集人数：20名

○最少催行人員：5名

最少催行人員に満たない場合、旅行を中止する場合がありますので、予めご了承下さい。

○申し込み締切：2026年1月5日(月)

○ツアーオン含まれるお食事：

1日目の昼食・夕食

2日目の朝食・昼食

○持物と服装：夜の星空観測や、早朝の里山散策があります。当地はマイナス20℃くらいになることもありますので、手袋・帽子・マフラー含め防寒対策はしっかりとお願いします。積雪の場合も考えられますので、滑りにくく、濡れても大丈夫な靴を、また雨に備えて雨具をご用意ください。

○申込方法：ご旅行のお申込はFAX、もしくはGoogleフォームで受付いたします。受付後、詳しい旅行条件をお送りします。

国内募集型企画旅行条件書

1.募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、株式会社サンプラザ観光（以下「当社」といいます）が企画する旅行であります。この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。

(2)当社は、お客様が当社の運営によって遂に運送・宿泊機関等提供する運送・宿泊その他旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けさせてできるよう、手配・旅程を管理することを引き受けます。

(3)この内容・条件は本旅行条件書による他、募集パンフレット、出発前にお渡しする旅行日程表と称する確定書面（以下「旅行日程表」といいます）及び当社の「旅行契約書（募集型企画旅行契約の部）」（以下「募集型企画旅行契約」といいます）によります。

2.お申込み方法と契約の成立

(1)当社は、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表を定めた時は、その方が旅行契約のお申込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有しているもの（契約責任者）となし、その団体に関する旅行業務に関する取扱いは、当該代表者の箇で行なうことがあります。

<1> 契約責任者は当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

<2> 当社は契約責任者が構成者に対して負担債務、義務について何らの責任を負いません。

<3> 当社は、契約責任者が旅行に同行しない場合、旅行開始後においてはあらかじめ契約責任者が決定した構成者を契約責任者とみなします。

(2)お申込書（以下「申込書」といいます）に所定の記入事項を記入し、お申込いただきました。

(3)お申込書はありません。

3.お申込み条件

(1)20歳未満の方が単独でご参加の場合は、保護者と一緒にお申ください。

(2)定期旅行團を対象とした旅行あるいは特定の旅行日程を有する旅行についでは、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込をお断りする場合があります。

＜お申込・旅行企画・実施＞

福島県知事登録旅行業 第2-349号 全国旅行業協会(ANTA)会員

株式会社サンプラザ観光 TEL:0247-73-8097

(担当:先崎 教一郎) FAX:0247-73-8098

営業時間:10:00～18:00

〒963-4312 福島県田村市船引町船引字原田9（ふねひきパーク2階）

総合旅行業務取扱主任者 先崎教一郎（合格番号03-2235）

＜協力＞

あぶくまロマンチック街道構想推進協議会

福島県、飯舘村、浪江町、葛尾村、田村市、川内村

国道399号あぶくまロマンチック街道沿線自治体連絡協議会



お申し込み Googleフォーム

<https://forms.gle/9XdxXwgpNy69pNfU7>

＜2> お客様が疳病、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられない旨当社が認めるとき。

＜3> お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。

＜4> お客様が契約書面に關し、合理的範囲を超える負担を求めたとき。

＜5> お客様が申込書及び募集パンフレット等の契約書面に記載された専少催行員等、当社の関与し難い事由が生じたことにより募集パンフレット等に記載した旅費の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れがあるとき。

＜6> お客様が当社の関与し難い事由が生じたことにより、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の、安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れがあるとき。

＜7> 旅行代金を支払った後、旅行の実施を差し止められたとき。

＜8> お客様がいつでも旅行契約を解除することができます。なお、変更取り消しの申込・出は、当社の営業時間内にのみお受けいたします。（当社の営業日・営業時間連絡先は、お客様自身でも申込み時点で必ず確認願います。）

（2）お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に旅行契約を解除することができるとき。

＜1> 旅行代金を支払った後、旅行の実施を差し止められたとき。

1. 旅行開始日または旅行終了日の変更

＜2> 天災地災、戦乱、暴動、輸送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じたことにより旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れがあるとき。

（3）その他当社の運営上の都合がある際は、ご参加をお断りする場合があります。

4.契約書面及び補助文書

（1）本旅行条件書は契約書の一部になります。

（2）当社はお客様に集合時間・場所、利用運送機関等に関する確定情報を記載した旅行日程表をもとに募集パンフレット等の契約書面に記載した場合を除き、運送旅行日程表を対象とした旅行あるいは特定の旅行日程を有する旅行についでは、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込をお断りする場合があります。

（3）当社が手配し旅行を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項目による該当契約書面及び本項（2）における旅行日程表に記載するところに特定さ

れます。

5.旅行代金に含まれないもの

（1）自宅から集合地・解散地までの交通費、宿泊費等

6.旅行料金の変更

当社は旅行契約の成立後であっても、天災地災、暴動、運送・宿泊機関のサービス供給の不當、当社の運行計画によらないサービスの提供、官公署の命令等、当社の関与し難い事由が生じたことにより募集パンフレット等に記載した旅費の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れがあるとき。

（2）当社は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に旅行契約を解除することができるとき。

＜1> 旅行代金を支払った後、旅行の実施を差し止められたとき。

1. 旅行開始日または旅行終了日の変更

＜2> 天災地災、戦乱、暴動、輸送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じたことにより旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れがあるとき。

（3）その他当社の運営上の都合がある際は、ご参加をお断りする場合があります。

（4）契約書面及び補助文書

（1）本旅行条件書は契約書の一部になります。

（2）当社はお客様に集合時間・場所、利用運送機関等に関する確定情報を記載した旅行日程表をもとに募集パンフレット等の契約書面に記載した場合を除き、運送旅行日程表を対象とした旅行あるいは特定の旅行日程を有する旅行についでは、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込をお断りする場合があります。

（3）当社が手配し旅行を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項目による該当契約書面及び本項（2）における旅行日程表に記載するところに特定さ

れます。

5.旅行代金に含まれないもの

（1）自宅から集合地・解散地までの交通費、宿泊費等

6.旅行料金の変更

当社は旅行契約の成立後であっても、天災地災、暴動、運送・宿泊機関のサービス供給の不當、当社の運行計画によらないサービスの提供、官公署の命令等、当社の関与し難い事由が生じたことにより募集パンフレット等に記載した旅費の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れがあるとき。

（2）当社は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に旅行契約を解除することができるとき。

＜1> 旅行代金を支払った後、旅行の実施を差し止められたとき。

1. 旅行開始日または旅行終了日の変更

＜2> 天災地災、戦乱、暴動、輸送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じたことにより旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れがあるとき。

（3）その他当社の運営上の都合がある際は、ご参加をお断りする場合があります。

（4）契約書面及び補助文書

（1）本旅行条件書は契約書の一部になります。

（2）当社はお客様に集合時間・場所、利用運送機関等に関する確定情報を記載した旅行日程表をもとに募集パンフレット等の契約書面に記載した場合を除き、運送旅行日程表を対象とした旅行あるいは特定の旅行日程を有する旅行についでは、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込をお断りする場合があります。

（3）当社が手配し旅行を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項目による該当契約書面及び本項（2）における旅行日程表に記載するところに特定さ

れます。

5.旅行代金に含まれないもの

（1）自宅から集合地・解散地までの交通費、宿泊費等

6.旅行料金の変更

当社は旅行契約の成立後であっても、天災地災、暴動、運送・宿泊機関のサービス供給の不當、当社の運行計画によらないサービスの提供、官公署の命令等、当社の関与し難い事由が生じたことにより募集パンフレット等に記載した旅費の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れがあるとき。

（2）当社は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に旅行契約を解除することができるとき。

＜1> 旅行代金を支払った後、旅行の実施を差し止められたとき。

1. 旅行開始日または旅行終了日の変更

＜2> 天災地災、戦乱、暴動、輸送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じたことにより旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れがあるとき。

（3）その他当社の運営上の都合がある際は、ご参加をお断りする場合があります。

（4）契約書面及び補助文書

（1）本旅行条件書は契約書の一部になります。

（2）当社はお客様に集合時間・場所、利用運送機関等に関する確定情報を記載した旅行日程表をもとに募集パンフレット等の契約書面に記載した場合を除き、運送旅行日程表を対象とした旅行あるいは特定の旅行日程を有する旅行についでは、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込をお断りする場合があります。

（3）当社が手配し旅行を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項目による該当契約書面及び本項（2）における旅行日程表に記載するところに特定さ

れます。

5.旅行代金に含まれないもの

（1）自宅から集合地・解散地までの交通費、宿泊費等

6.旅行料金の変更

当社は旅行契約の成立後であっても、天災地災、暴動、運送・宿泊機関のサービス供給の不當、当社の運行計画によらないサービスの提供、官公署の命令等、当社の関与し難い事由が生じたことにより募集パンフレット等に記載した旅費の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れがあるとき。

（2）当社は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に旅行契約を解除することができるとき。

＜1> 旅行代金を支払った後、旅行の実施を差し止められたとき。

1. 旅行開始日または旅行終了日の変更

＜2> 天災地災、戦乱、暴動、輸送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じたことにより旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れがあるとき。

（3）その他当社の運営上の都合がある際は、ご参加をお断りする場合があります。

（4）契約書面及び補助文書

（1）本旅行条件書は契約書の一部になります。

（2）当社はお客様に集合時間・場所、利用運送機関等に関する確定情報を記載した旅行日程表をもとに募集パンフレット等の契約書面に記載した場合を除き、運送旅行日程表を対象とした旅行あるいは特定の旅行日程を有する旅行についでは、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込をお断りする場合があります。

（3）当社が手配し旅行を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項目による該当契約書面及び本項（2）における旅行日程表に記載するところに特定さ

れます。

5.旅行代金に含まれないもの

（1）自宅から集合地・解散地までの交通費、宿泊費等

6.旅行料金の変更

当社は旅行契約の成立後であっても、天災地災、暴動、運送・宿泊機関のサービス供給の不當、当社の運行計画によらないサービスの提供、官公署の命令等、当社の関与し難い事由が生じたことにより募集パンフレット等に記載した旅費の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れがあるとき。

（2）当社は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に旅行契約を解除することができるとき。

＜1> 旅行代金を支払った後、旅行の実施を差し止められたとき。

1. 旅行開始日または旅行終了日の変更

＜2> 天災地災、戦乱、暴動、輸送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じたことにより旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れがあるとき。

（3）その他当社の運営上の都合がある際は、ご参加をお断りする場合があります。

（4）契約書面及び補助文書

（1）本旅行条件書は契約書の一部になります。

（2）当社はお客様に集合時間・場所、利用運送機関等に関する確定情報を記載した旅行日程表をもとに募集パンフレット等の契約書面に記載した場合を除き、運送旅行日程表を対象とした旅行あるいは特定の旅行日程を有する旅行についでは、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込をお断りする場合があります。

（3）当社が手配し旅行を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項目による該当契約書面及び本項（2）における旅行日程表に記載するところに特定さ

れます。

5.旅行代金に含まれないもの

（1）自宅から集合地・解散地までの交通費、宿泊費等

6.旅行料金の変更

当社は旅行契約の成立後であっても、天災地災、暴動、運送・宿泊機関のサービス供給の不當、当社の運行計画によらないサービスの提供、官公署の命令等、当社の関与し難い事由が生じたことにより募集パンフレット等に記載した旅費の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れがあるとき。

（2）当社は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に旅行契約を解除することができるとき。

＜1> 旅行代金を支払った後、旅行の実施を差し止められたとき。

1. 旅行開始日または旅行終了日の変更

＜2> 天災地災、戦乱、暴動、輸送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じたことにより旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れがあるとき。

（3）その他当社の運営上の都合がある際は、ご参加をお断りする場合があります。

（4）契約書面及び補助文書

（1）本旅行条件書は契約書の一部になります。

（2）当社はお客様に集合時間・場所、利用運送機関等に関する確定情報を記載した旅行日程表をもとに募集パンフレット等の契約書面に記載した場合を除き、運送旅行日程表を対象とした旅行あるいは特定の旅行日程を有する旅行についでは、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込をお断りする場合があります。

（3）当社が手配し旅行を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項目による該当契約書面及び本項（2）における旅行日程表に記載するところに特定さ

れます。

5.旅行代金に含まれないもの

（1）自宅から集合地・解散地までの交通費、宿泊費等

6.旅行料金の変更

当社は旅行契約の成立後であっても、天災地災、暴動、運送・宿泊機関のサービス供給の不當、当社の運行計画によらないサービスの提供、官公署の命令等、当社の関与し難い事由が生じたことにより募集パンフレット等に記載した旅費の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れがあるとき。

（2）当社は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に旅行契約を解除することができるとき。

＜1> 旅行代金を支払った後、旅行の実施を差し止められたとき。

1. 旅行開始日または旅行終了日の変更

＜2> 天災地災、戦乱、暴動、輸送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じたことにより旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れがあるとき。

（3）その他当社の運営上の都合がある際は、ご参加をお断りする場合があります。

（4）契約書面及び補助文書

（1）本旅行条件書は契約書の一部になります。

（2）当社はお客様に集合時間・場所、利用運送機関等に関する確定情報を記載した旅行日程表をもとに募集パンフレット等の契約書面に記載した場合を除き、運送旅行日程表を対象とした旅行あるいは特定の旅行日程を有する旅行についでは、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込をお断りする場合があります。

（3）当社が手配し旅行を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項目による該当契約書面及び本項（2）における旅行日程表に記載するところに特定さ

れます。

5.旅行代金に含まれないもの